

令和7年度 保育園入園のしおり

◎保育園の役割

保育園は、保護者が仕事や病気、出産、親族の介護・看護などの理由により、家庭で十分な保育ができない場合に保護者に代わって保育をします。

◎保育が必要な理由

- ①就労・・・月48時間以上の就労をしている
- ②妊娠・出産・・・出産の準備や出産後の休養が必要
- ③疾病・障がい・・・疾病や心身の障がいがある
- ④介護・看護・・・疾病または心身に障がいを有する親族を常時介護・看護している
- ⑤災害復旧・・・火災や風水害、地震などにより住居を失ったり破損したりしてその復旧にあたる
- ⑥就学・職業訓練・・・就学または職業訓練を受けている
- ⑦求職活動・・・求職活動をしている（入園月から原則3か月以内）

◎入園の手続きに必要な書類

申請書類は、町民福祉課に提出してください。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- ②保育が必要な理由を証明する書類（次の表を参照）

保護者（父母）および同居している65歳未満の祖父母等の書類が必要です。

父母等の状況	必要な書類
① 就労・就労内定	「就労証明書」 ※自営業は確定申告書、源泉徴収票等の写しを添付
② 妊娠・出産	母子手帳の表紙と出産予定日が記載されたページの写し
③ 疾病・障がい	医師の診断書（保育困難な状況が記載されていること）または障害者手帳の写し
④ 介護・看護	「介護・看護状況申立書」 医師の診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証等の写しを添付
⑤ 災害復旧	り災証明書
⑥ 就学・職業訓練	「就学・職業訓練等申立書」 在学証明書等、就学期間・時間割のわかるものを添付
⑦ 求職活動	「求職活動申立書」 職業安定所（ハローワーク）発行の受付証の写しを添付

※世帯状況や保育が必要な理由等に変更が生じた場合は必ず町民福祉課までお知らせください。

◎保育を利用できる時間（保育の必要量）

保育が必要な理由	保育標準時間 （1日最大11時間の保育）	保育短時間 （1日最大8時間の保育）
就労 保護者のいずれも月120時間以上の就労	○	
就労 保護者のいずれかが月48時間以上120時間未満の就労		○
妊娠・出産	○	○
疾病・障がい	診断書等で判断	
介護・看護		
求職活動		○
就学・職業訓練	○	○

※1日に利用できる最大時間を超えて利用する場合は、延長保育となります。仕事や通勤等でやむを得ない理由であれば利用できます。

◎町内保育園の紹介

保育園名	公私	住 所	定員	電話番号	開所時間（平日） （土曜） 乳 児 保 育
佐賀保育園	公立	平生町大字佐賀 1525-1	40	58-0125	7:00~19:00 7:30~17:00 生後6カ月から
つばさ保育園	私立	平生町大字曾根 757-1	50	56-2292	7:00~19:00 7:00~19:00 生後3カ月から
ひらお保育園	私立	平生町大字平生村 1357-1	120	56-2293	7:00~19:00 7:00~19:00 生後3カ月から

※見学を希望される場合は事前に保育園へ連絡をお願いします。

◎入園申し込みの流れ

4月に入園

1. 申し込み 申請期間：令和6年11月1日～令和6年12月27日

必要書類を揃えて町民福祉課に申請します。

2. 支給認定（保育の必要性認定）

- ・2月中旬までに「事業所入所内定通知書」および「支給認定証兼決定通知書」、「入園説明会のご案内」を送付します。（支給認定は入園決定とは異なります。）
- ・利用調整 入園可能人数を超えて申し込みがあった場合は利用調整します。
※利用調整は、町が定めた基準で**保育の必要性の高い順**に行います。

3. 入園決定、保育料決定（4月～8月分）

4月上旬に「入所承諾書」、「保育料決定通知書」を送付します。

年度途中に入園（5月～3月）

入園を希望される方は事前に町民福祉課までご連絡ください。

1. 申し込み

- ・入園希望月の2カ月前から必要書類を揃えて申請します。
- ・入所希望月の前月10日を提出期限とします。（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）

2. 支給認定・入園決定・保育料決定

申請内容を確認後「支給認定証兼決定通知書」、「入所承諾書」および「保育料決定通知書」を送付します。

◎保育料について

保育料は、保護者（父母）の町民税課税額の合計額に応じて平生町が設定した金額で決まります。（別紙「保育園保育料一覧」のとおり）

保育料の納入は口座振替です。入園月の前月までに金融機関で手続きをお願いします。振替時期は毎月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）で、支払先は平生町になります。口座振替が開始されるまでは納付書によりお支払ください。

◎副食費の負担軽減について

3歳以上児の副食費(おかず代など)は保育園に納入しますが、負担軽減に該当する児童は支払いが免除されます。該当者には町民福祉課からお知らせします。（保護者の「町民税所得割」によって決まります。）

問合せ先

平生町役場 町民福祉課 こども班 Tel.25-1884